

法律学における二〇〇八年食糧危機の教訓（二・完）

——「国際化」から「地球社会化」への転換——

山内惟介

- 一 はじめに
- 二 素材の紹介
 - 1 「コメ貿易の背徳」（以上、第一二三卷七号掲載）
 - 2 「収穫は誰のもの」（以下、本号）
- 三 法律学における教訓
 - 1 基本的視座
 - 2 パラダイムの転換
 - 3 食糧危機への適用
- 四 結びに代えて

一一 素材の紹介

2 「収穫は誰のもの」

一 二〇一二年に、日本放送協会他、複数のメディアが共同制作した「収穫は誰のもの (Land Rush)」は、二〇〇八年春の食糧危機そのものについて報道した番組ではなく、食糧危機に直面した諸国がその後どのように行動していたかを紹介したものである。この危機の兆候は二〇〇七年に現れ、二〇〇八年春に顕在化した。この危機が起きるまで、概ね楽観的な見方が支配していた（字幕では「二一世紀の終わりまで 世界の食糧価格は安定 飢餓は徐々に減少」と表現されている）。「二〇〇八年に事態は変わ」り、食糧危機を伝える多くのニュース報道が世界を震撼させた。⁽⁸¹⁾ 食糧事情の悪化から、「将来、食料を巡る戦争が起きるかもしれない」との観測も生まれたことで、「世界にどう食糧を供給するのか？」という課題が改めて浮き彫りにされたのである。⁽⁸⁵⁾

二 このような事態に直面して、「裕福な国々も危機感を抱」くようになり、農地の獲得に向けた海外投資が活発に行われるようになった。⁽⁸⁷⁾ 外国に農地を求めようとするこうした動きに呼応する国々も現れた。番組では、食糧危機が顕在化する前の時期を含めて、マリ共和国の動きが紹介されている。マリのアガタム・アルハッサン農相は、世界食糧賞シンポジウム (Partnership to Cut Hunger and Poverty in Africa: Research—Based Advocacy for African Agricultural Development)⁽⁸⁸⁾ での挨拶において自国農地の積極的活用を諸外国に訴えていた。⁽⁸⁹⁾ マリは、外国投資を受け入れ、農業を展開するための受け皿としてニジェール川公社を設立した。⁽⁹⁰⁾ 番組の大部分は、ニジェール川公社が推進した「マル

カラ地区砂糖プロジェクト (Markala Sugar Project) (「ソスマー計画」と略称される) を巡る動きを紹介する。ソスマー計画は、「マリ政府、アメリカに拠点を置くネデルコビッチのコンサルティング会社、そしてアフリカ最大手の製糖会社である南アフリカのイロヴォ社 (Illovo sugar refinery) が提携して進める六億ドル規模の大事業」であった。この計画は、ニジエール川公社が管理する土地に小規模自作農を入植させ、付加価値の高い作物を生産させ、農業立国を目指すとするものであった。⁽⁹⁴⁾ マリ政府は自国の土地につき外国の投資家と賃貸借契約を締結した。⁽⁹⁵⁾ 計画を進めるため、「アフリカ開発銀行、韓国輸出入銀行、サウジアラビアに拠点を置くイスラミック・ファイナンス・コーポレーション (Islamic Finance Corporation) など、一七の金融機関」が融資を行っていた。ソスマー計画の立案と実行を實質的に担ったのは、アメリカのサトウキビ農園開発業者、ネデルコビッチであった。⁽⁹⁷⁾ 彼自身、立ち上げ時に必要な資金を提供していた。⁽⁹⁸⁾ 「ネデルコビッチが最初にソスマー計画に関わったのは、世界に食糧危機が広がる前、二〇〇〇年」のことである。「マリ政府がこの国を砂糖の輸出国にしたいと考え、サトウキビ農園の開発に取り組んでいたネデルコビッチに話を持ち掛けた」⁽¹⁰⁰⁾ のが始まりであった。マリの農民は、食糧生産の面で、決して恵まれた環境にはなかった。⁽¹⁰¹⁾ 二〇〇八年の食糧危機を経験したことで、マリは、ソスマー計画の存在意義を改めて実感したことであろう。計画を推進する内容のラジオ放送が同国では繰り返し流されていた。⁽¹⁰²⁾ とはいえ、資金面を含め、計画は必ずしも順調に進んだわけではない。⁽¹⁰³⁾ ここでも、政治的な駆け引きが行われていたからである。⁽¹⁰⁶⁾

三 むろん、この計画は、安定した生活を望む農民たちに歓迎されるものであった。⁽¹⁰⁴⁾ しかし、すべての農民が賛成していたわけではない。⁽¹⁰⁵⁾ 従前の生活様式に疑問を抱かなかった農民は全面的に反対した。⁽¹⁰⁸⁾ 焦点のひとつは、シアバターノキ伐採の是非にあった。⁽¹¹⁰⁾ 変化を受け入れることに同意しながらも、事後の処遇それ自体に不満を漏らす者もい

た。ネデルコピッチはこの計画を推進するうえで地域住民との合意があつた旨を指摘する。⁽¹¹⁾ネデルコピッチは、ナイジェリアのアキンクミ・アデシナ農相との会談において土地の強制的収奪を望まない旨を伝えていた。⁽¹²⁾しかし、マリでは、農地の一部が強制的に収奪されていたことが紹介されている。⁽¹³⁾「世界的な食料主権運動の提唱者で」「二〇〇八年までは政府で農業政策を改善するために働いてい」⁽¹⁴⁾タイブラヒマ・クーリバリー（マリ農民連合代表）は、「食料主権」についてこう述べている。

「食料主権とは政治理念です。国は食料を自給するべきなのです。そうすれば、世界の食糧市場に頼る必要がなくなります。小規模な農家に十分な生産手段を与え、農作物の販売量を増やして、彼らの生活の尊厳を守るべきです。また、生物学的な多様性を守り、遺伝子組み換え作物を拒否します。こうした農業生態学的な次元も食料主権の一部なのです。」⁽¹⁵⁾

マリでは、「食料主権」という思想を体现した法律が二〇〇六年に制定されていた。⁽¹⁶⁾画面では、同法のフランス語法文が映し出される。第五一条の箇所では、趣旨を要領よく伝えるために、フランス語法文に代えて、日本語の「食料主権はあらゆる農業振興政策の指針である」という説明文が映し出された。⁽¹⁹⁾こうした明文規定があるにも拘らず、それが活かされなかったため、クーリバリーは反対運動を行うようになった。⁽²⁰⁾反対の声はさらに広まりを見せた。⁽²¹⁾「Stop a l'accapement des terres (土地のひとり占め阻止)」という横断幕を掲げた集会で、クーリバリーはこう訴える。

……皆さん。土地収奪と戦うために、世界中から仲間が集まってくれました。二〇〇八年の厳しい食糧危機のあと、状況は大きく変わりました。当時、私たちは農業の家族経営に政治は力を注ぐべきだと考えました。ところが、三〇〇〇万ヘクタール以上の土地が投資家の手に引き渡されたのです。現在の法律では、政府によるそのような行為を許していません。完全に違法です。⁽¹²⁾

四 ソスマー計画を巡るマリのこうした動きは世界の識者からどのようにみられていたのだろうか。論点は多岐にわたるが、土地所有制度を巡る認識がひとつの論点を成していたことに疑いはない。

環境歴史学者のステイブ・ストールは、「小作農の社会における大きな問題のひとつは、農民が自分の土地を所有していないということです。それは、土地の所有権という概念が存在しなかった時代まで遡ります。異なる土地所有制度に属する人々は国や企業の力による被害を受けやすいのです。」⁽¹²⁾と述べていた。当該国家は自国の領土を、国民の意思の有無に関わりなく、自己の意思に基づいて強制的に収用できると考えていたことであろう。もちろん、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」（日本国憲法第二九条第三項）という制度のもとで、土地の収用を可能とする考えもある。「公共のため」に該当するか否かの判断も、「正当な補償」の内容如何の判断も、ともに政治的操作の対象となる。制度が濫用される場合、権利の保障は空洞化せざるを得ないであろう。

土地所有問題の専門家、リズ・アルデン・ウィリーは、「アフリカの土地を所有しているのは、誰なんでしょう。アフリカの住民でしょうか、農民でしょうか。それとも政府でしょうか。ヨーロッパのような土地の所有権を認めているのは、アフリカのおよそ一〇パーセントに過ぎません。残りの九〇パーセントの土地はいつたい誰のものなので

しよう⁽¹²⁵⁾」と語り、「土地を奪われる人々の本物の怒りを私たちは見えています。内戦や紛争の多くは土地に絡む問題がその根源にあるのです。ルワンダにもその要素はありましたが、スーダン、リベリア、シエラレオネ、南アフリカの紛争は明らかにそれです。この土地は自分たちのものか、それとも政府のものか、所有権をめぐる、これから様々な紛争が起こることが予想されます。」と吐露する。われわれは、「所有権」という言葉で、権利者が使用・収益・処分を自由を有すると考えがちである。しかし、もともと近代所有権制度が発達していない社会の土地を権利の対象として涉外契約を結ぶ場合、近代私法が前提とする所有権制度という枠組みでこれを捉えるという発想それ自体の当否が問われよう。実定法の形式的比較よりも法文化比較を重視する立場では、近代的所有権制度とこれと異なる制度とを同列に論じ得ないとみることもなろう。

今ひとつの重要な論点は、農業の位置付け如何に関わる。すなわち、農業への参画も農業からの離脱も、生計手段の変更という点で、生活そのものに決定的な影響を及ぼすという点である。国際開発学者、カレストス・ジュマは次のように解説する。

「農業というのは生活様式であり、文化です。生活様式を変えようというときには、利益とリスクの割合を人々は真剣に考えます。文化のシステムを変える前に議論を尽くさなければなりません。」⁽¹²⁶⁾

マリ政府は、農業立国への転換という手法を用いて、マリ農民の生活水準を引き上げることがソスマー計画の目標としていた。しかしながら、「目標」自体が目標達成の「方法」を正当化するとは限らない。目標を達成する方法が

複数存在する場合、いずれの方法が優先するかという論点はそれぞれの方法を支える根拠とはまったく別の中立的基準（「比較の第三項」）に基づいて判断されなければならない。この点からみると、どのような貧困対策が優先されるべきかの評価にあたり、しかるべき客観的基準が探求されなければならない。土地所有問題の専門家、リス・アルデン・ウィリーはこう述べる。

「二〇一二年には世界の貧困は改善されるだろうと考えられていました。ところが、実際はその逆で、貧しい人たちにはさらなる困難が降りかかっています。気候変動で農業がより難しくなり、使える水も少なくなりました。土地の所有権の問題もなかなか解決しません。彼らはそのまま泣き寝入りするしかないのでしょうか。それとも、二一世紀の農民たちは、抵抗し、大きな社会紛争や内戦までも起こすような存在になつていくのでしょうか。」⁽¹²⁸⁾

さらに手続的な側面も無視されてはならない。強制的手段による土地の収用措置にも非難が向けられているからである。マリ共和国においてどこまで「法による支配」が貫徹されているかという点も法文化比較研究の課題となり得よう。

五 マリのソスマー計画は、その後、急展開を見せた。軍によるクーデターが起きたためである。クーデター勃発の原因は、マリ政府の姿勢に対する軍部の不信にあった。⁽¹³¹⁾ ソスマー計画は頓挫したのである。⁽¹³²⁾ この計画を支持した農民は落胆した。⁽¹³³⁾ ネデルコピッチは「たくさんの人を落胆させてしまうことにな」と嘆きつつも、「新たな目標をナイジェリアに見つけ」た。⁽¹³⁴⁾ この計画に反対していた農民は、むろん、歓迎の意を表している。⁽¹³⁵⁾ イブラヒマ・クーリバリはフランスのバリで開かれた飢餓撲滅会議の会場で、クーデターの成功を肯定する旨、述べたが、それと同時に、

彼は、マリ先行きに懸念を示してもいる。⁽¹³⁷⁾ ほどなく、マリ状況はさらに悪化した。「イスラム系武装組織が北部を制圧」し、「西アフリカ諸国は軍事介入を行うことで合意した」⁽¹³⁸⁾ からである。

マリ共和国のソスマー計画を巡る動きはこのようなものであった。以上の説明をみても、われわれの法的常識が他の国でもそのまま当てはまるとは言い得ないことが容易に読み取れる。このことは、国家主権、先進諸国に共通する現代的法制度、これらの見直しを含め、すべての国を含む地球社会に固有の法制度の確立を求める欲求へとつながることであろう。

三 法学における教訓

われわれは、これら二つの素材から、法学にとってどのような教訓を読み取ることができるのだろうか。ここでは、基本的視座の設定、当該視座を反映させた新たな法制度（パラダイムの転換）、そして新たな制度のもとでの二〇〇八年食糧危機への対処可能性（食糧危機への適用）、これら三点について少しく考えてみたい。

1 基本的視座

一 セネガル共和国⁽¹³⁹⁾のゴアナ・プロジェクトやマリ共和国⁽¹⁴⁰⁾のソスマー計画を含め、主権を有する独立国家が自国の政策を具体化するために実施するどのような行為も、それらが当該国の法制や国際法に違反していなければ、すべて適法な行為として是認されることであろう。⁽¹⁴¹⁾ このような理解は、今日広く受け入れられている常識的事項に属する。

こうした認識を前提とすれば、先の食糧危機は政治的解決を要する問題ではあっても、法律家の関心をいささかも呼ぶことはないという結論が容易に導かれよう。

二 しかしながら、真の問題提起は、現行法のもとではこのような食糧危機を解決することはできず、もっぱら関係諸国の国内政治や国際政治の領域に解決策を委ねざるを得ないとする態度（伝統的な法律学が有する体系的思考の枠組み）それ自体の当否にあると言うべきであろう。たとえ専門分野の違いから解決方法を異にするとせよ、政治学も法学も経済学も、等しく社会科学として、現実の社会に生じた諸課題の解決を委ねられているとすれば、原因や状況の分析にとどまることなく、実践的解決方法を提案する責任があるろう。現実的課題の解決に向けた実践活動への参画は、立場の如何を問わず、地球社会全体を構成する者としての社会的責任といわなければならない。右の「常識的」理解は、人間性が問われているにも拘らず、人間性を発揮することよりも、人間が作り出した制度それ自体の維持を優先するという意味で、場違いな行動様式であるようにみえる。人間の尊厳を守るひとつの方法に過ぎない法を守ることが最優先事項ではなく、人間の尊厳を守ることにこそ意味がある。社会秩序を維持することはもとより法の目的のひとつであるが、法が実現すべき目的のすべてではない。その説明としては、正義の実現もまた法の目的とされていることを想起すれば、十分であろう。社会正義の実現を考慮する立場では、法の遵守によって人間性が否定されるような事態を放置すること自体が法律学の存在意義を実質的に損なうものと考えられる。このようにみると、伝統的法規制に代わる新たなパラダイムが今こそ求められなければならない。

三 それならば、新たなパラダイムはどのようなものであるべきか。この問いは二一世紀の地球社会に生きるすべての人々に対して、みずからがいかなる価値基準（世界観）を持つとうとするのかという点についての自覚と実践を求

める踏み絵とならう。われわれの社会生活の起点は、いつの時代にあつても、誰もが衣食住を適正に確保できることに置かれなければならない。人間あつての社会なのであつて、社会が人間存在の前提となるわけではない。

生活必需品の適正な確保を求める要請は、社会の現状をみると、確かに、国家実定法上の「生存権 (droit à la vie, Recht auf Leben, right to life)」として規定されることも少なくない⁽¹²⁾が、他方で、これを人間の尊厳それ自体に由来する、実定法以前の存在価値とみる理解(自然権、天賦人權説、人權の前国家性)もある。後者の場合、国家は生存権を付与する立場にはなく、ただ公共の福祉等との関連で一定の場合に生存権の行使を制限することができるに過ぎない。このようにみると、食糧危機をどのように受け止めるかという点についても、伝統的な理解と後者の理解とが併存することが読み取れよう。確かに、現実の社会には、これら二つの見解を対置させ、多数決原理に従つていずれの立場を優先するかを決定しようとする考えもないわけではない。しかし、よく考えてみると、秩序の維持と正義の実現との間でいずれを優先すべきかという問いの立て方それ自体の適否という前提的争点の存在が自覚されなければならない。それは、両者の間で優劣を付けることのできる共通判断基準(比較の第三項)を見出しがたいという意味で、両者がそもそも比較対象たり得ないとする見方もあり得るはずだからである(秩序の維持と正義の実現との序列決定不能説)。このような見方に立てば、秩序の維持と正義の実現とを並べて序列づけを行つてはならず、二つの要請を同時に実現できるような方法を根気強く探究し続けなければならないこととなる。

四 このような途を模索する場合、次の二点に留意されなければならない。まず、学問の存在意義を「人類社会の維持および発展」に求める小稿の出発点に立ち返れば、社会を組成する人々の幸福を実現することこそが何よりもまず優先事項となる(第一の留意点)。いかなる制度も人々の幸福のために存在するのであつて、これと逆の発想(制

度維持のために人々が奉仕するという主張）は取り得ない。実定法上生存権に関する明文規定が少なくないという歴史的・社会的な事實は、人命尊重の傾向が世界的規模で相当程度広まっていることを意味しよう。このような理解を二〇〇八年食糧危機にあてはめてみると、最も重視されるのは、どの関係者も、他国民の生活環境に配慮する社会的責任があり、他国民の生活の糧が確保されないような状況を作り出してはならないということになる。すなわち、食糧を必要とする他国民が食糧を得られないといった事態を招来した行為それ自体を世界的規模で問題視する立場である（ここには、そうした事態をもたらした者に対する全地球的視点からの民法法・行政法・刑事法上の責任追及が含まれる）。現代の法制度（国家法および国際法）もまた、政治制度や経済体制と同様に、これらの課題を解決できていないだけでなく、この種の問題を生み出し続けているという深刻な反省に立てば、こうした人権尊重という旗印を掲げることが基本的視座として確立されなければならない。こうした考えをさらに推し進めれば、この種の問題がすべて解決されたと言えるような「共生」社会を可能な限り早期に実現することができるように、法律学も実践的努力を重ね続けなければならない⁽⁴⁴⁾ということになる。

今ひとつ考慮されなければならないのは、自然科学的な観点から生じ得る制約である（第二の留意点）。この点は誰もが否定し得ないという意味で、客観的基準となつている。これは、地球で生活する者は皆、自然科学的知見のもとで地球の存在を危うくする行為をしてはならないという主張にほかならない。平和利用という美名のもとに、悪用（濫用）の危険性をはらむ事柄に手を染める行為は、時間や空間を超えて、いささかも奨励されてはならない（自然の摂理を克服する各種の試み（発見および発明）も奨励や顕彰の対象とされてはならず、知的財産権として保護されるべきではない）。自然科学的知見に一致がみられない場合には、そのなかでも最も厳しい制限論（事後の修復を困難とみる見方）が世界

的規模で優先的に採用されなければならない。

以上の視点は、語源的意味や国語的意味から離れるとはいえず、「器量」という言葉を借りて説明することができる。むしろ、「器(うつわ)」という語についても「量(はかる)」という語についても、多様な解釈があり得る。私見では、各行為が実践される場という意味での社会(家族、内外の各種組織、国際社会、地球社会も含む)を「器」で表し、当該社会で行われる各行為の適否、当否、成否、成否等を判断する基準を「量」で表すことができよう。個々の行為が行われる場(前提的枠組み)としての当該社会それ自体の破壊をもくろむ行為はすべて禁止されざるを得ない。このように解さなければ、社会それ自体が成り立たないはずだからである。この点は事柄の本質に内在する絶対的制約である。「器」(団体)の規模をどのように捉えるか(家庭内、会社内、地域内、国内等、国家間関係、地球社会全体)に応じて、「量」という行為を評価する判断基準の内容(衡量すべき利益の質量等)にも差異があり得る。どのような内容を法として定めるか(立法)、そのようにして定められた法の内容をどのように実現するか(行政)、法をどのように解釈するか(司法)、これらすべての局面において、問題とされる行為の空間的広がりに応じて、用いられる評価基準は変わり得る。主権国家ごとに当該社会に固有の法が存在するのと同様に、地球社会全体にも地球社会に固有の法秩序がある(これは成文化されたものではないが、地球社会そのものの本質を否定するような行為をすべからずという禁止規定として措定することができる)。このようにみると、まず、地球社会全体に亘る諸問題の解決を特定の国家法に基づいて規律するという主張は否定されなければならない。また、国家間の合意によって規律するという考え方も不適切なものとして排除されなければならない。ただひとつ残るのは、全地球的課題はいずれにあっても地球社会そのものが構想する法規範のみによって統一的に規律されなければならないという考えのみである。

2 パラダイムの転換

一 それでは、右の基本的視座を反映させた法制度はどのようなものとなるか。伝統的な法律学で認められてきた諸原理が食糧危機をもたらした要因であったという事情を考慮すれば、法律学が伝統的に重視してきた概念それ自体の当否が改めて検証されなければならぬであろう。二〇〇八年春の食糧危機は各行為者の種々の欲望（金銭欲、支配欲等）が複合的に結び付いてもたらされたものであった（「複合汚染」）。そうした欲望を支えた主要な思想が自由意思尊重の原理にあったことに疑いはない。この原理に立脚する派生的原則として、契約自由の原則や所有権絶対の思想が挙げられよう。

二 誰にも受け入れられやすいのは、自由意思の尊重という一般の原理を肯定したうえで、政策的配慮から、自由意思尊重の範囲を縮減する方法である。自由意思を尊重すべきか否かという争点とこれを肯定したうえでどの範囲で尊重すべきかという争点とは、論理上、別個の問題だからである。この趣旨を定める明文規定として日本国憲法第一三条が挙げられる。同条第二文は、「すべて国民は、個人として尊重される」という第一文に続けて、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を規定する。重要なのは、「公共の福祉」という文言の意味内容如何を決定する判断基準を何に求めるかという点である。憲法分野の概説書¹⁴⁶によれば、「公共の福祉」は自由が主張される社会において「人権相互の調整を計る内在的な規制理念¹⁴⁶」と説明されている。そこにいう社会はむろん日本社会を意味しよう。つまり、日本国憲法にいう「公共の福祉」の内容は日本社会に固有の理念であって、国際社会における理念とは異なるという主張であ

る。こうした考え方が不都合をもたらすのが涉外私法事件の場合である。どの国内法でも、立法時の利益衡量では、国内での利害調整が意図されているため、他国の諸事情はまったく考慮されていない。涉外事件において内外国いずれの国家法が準拠法として適用されるにせよ、涉外契約当事者双方が主張する自由には、複数国の自由が含まれてははずである。このことは、特定国の国内的利益衡量の結果でしかない「いずれかの国家法」をもって複数国当事者間の利害調整を行おうとするところに、すでにミスマッチが生じていることを意味する（国境を超える事案の解決基準は、本来的に、複数国にまたがる諸事情間での利益衡量を基礎とした法源でなければならぬ）。つまり、準拠法として適用される法秩序はあくまでも「代用法規」ではない（「真の法源」ではない）。この点を考慮すると、国内法上の「公共の福祉」概念であつても、その解釈上、純粹国内概念に代えて、「当該事件に特有の国境を超えた部分社会（二国間社会等）」に固有の新たな「公共の福祉」概念が構想されなければならないこととなる（より一般的に言えば、公益に基づく「公共の福祉」概念から地球社会公益に基づくそれへの転換）。そのような概念が採用されていない裁判は、法適用上の疑義があるという理由で、再審査の対象とされなければならない。

公益に拘る解釈の問題性は、国際法に言及するとしても、まったく取り除くことはできない。日本国憲法第九八条は「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とする第一文に続け、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」旨、規定する（第二文）。確かに、国家法たる憲法上の文言解釈に国際法の成果を盛り込むうとして、第一三条第二文にいう「公共の福祉」概念に国際法上の法源の内容を取り入れた解釈を行うこともできないわけではない⁽¹⁴⁸⁾。とはいえ、国家間の合意で考慮された諸利益はあくまでも関係諸国に共通する利益にと

どまり、関係諸国以外の国をも含む地球社会全体の公益と同義ではない。このようにみると、現行法の解釈に際しても、地球社会全体に共通する諸利益を衡量の対象とする可能性が新たに提案されなければならない。

以上はわが国の実定法を参考にして考えられたひとつの解釈可能性である。このような見方が成り立ち得るとすれば、世界人権宣言の採択に賛成票を投じたシャムの後継国タイ（一九三九年タイ王国と名称変更）でも同じ解釈が採用される余地がある（このことは、市民的及び政治的権利に関する国際規約を批准するかまたはこれに加盟した国についてもあてはまる）。食糧危機時にみられたタイの出荷抑制行為、フィリピンのコメ買占め行為、自国産米の販売先を確保するため贈収賄疑惑を生み出したベトナムの行為、これらはいずれも、当該国で法規制の対象とされていなかった。このような法律学の「無力（Ohnmacht）」を棚に上げて、可能な法規制の探求を断念すること（体系的整合性を説明できる部分だけを取り上げて、国家法の完全性を主張すること）は法律家の責任放棄となろう。

三 国家法上認められた自由であっても、無制限の自由はない。所有権だけでなく、契約自由の原則についても制限の可能性が考えられるべきである。食糧危機当時、それぞれの国では、みずからが所有するコメをいつ誰にいくらで売るかを所有者は自由に決定できていた。確かに、伝統的法理のもとでも、民事実体法上、信義誠実の原則、権利濫用の禁止、公序違反禁止等の一般条項を通じて、法律上認められた自由を制限する余地は残されていたことである。手続法でも信義則や公序条項により、抵触法でも公序条項等により、これに類似した結果をもたらす可能性がなかったわけではない。それでも、これまでの実務をみる限り、内外の裁判所における法解釈はおおむね自国法の枠内で行われており、自国の公益を排して他国の公益や地球公益を尊重することまでは考慮されていなかったことである。当時も今も、一国の国益しか考慮していない行政判断や司法判断を地球公益の視点から検証するシステムはまっ

たく予定されていないようにみえる。

財産権を制限する方法として制度化されているのは、収用という行政行為である。日本国憲法第二九条の場合、第一項では「財産権は、これを侵してはならない」と原則を述べつつも、財産権の範囲如何は「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」(第二項)として法律に委ねられ、第三項で「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」と規定されている。食糧危機当時、売り惜しみ行為等に対して諸国が収用措置を講じる余地はあったのかもしれないが、そうした措置が講じられた形跡はない。また、当該国が売り惜しみ行為に負担していれば、こうした規制措置が講じられる可能性はまったくない。主権国家が行う政策選択行為がそれ自体を地球社会全体の視野から評価するシステムの確立が必要となる所以である。⁽¹⁹⁾ むろん、このような主張は、既得権益を主張する一部の勢力からみれば、論外の暴挙とみられ、伝統的法律学からはまったくの異端者と断じられるはずである。けれども、地球社会に住む人々の共生を願う立場からみれば、地球社会への配慮こそまったくの異端者とは断じられない。けれども、地球社会に住む人々の共生を願う立場からみれば、地球社会への配慮こそまったくの異端者とは断じられない。一方で内に向かって国内法上は私的自治を制限していながら(日本国憲法第一三条第二文)、他方で外に向かっては自国の自由権行使(国家主権の発動)に制限がないと主張することは、行動の一貫性という点からみて、信頼ある評価を得られないであろう。国民国家制のもとに「国家主権を互いに尊重し合う」という現行国際法の立脚点は、地球社会の公益が考慮されない場合の絶対的修正装置を持たないという意味で完成品ではない。食糧危機をもたらしたなどの行為も規制することはできなかったという事実をみれば、国家法はもとより、国際法を含めて、現代の法律学には致命的な欠陥が内在すると言わなければならない。

確かに、全地球的視点から国家法の内容を規制するシステムは現行法上どこにも存在しない。しかし、それは、そ

うした制限の可能性が国家法および国際法において実在していないだけであって、制限の可能性が考えられないといふわけではない。現状と理念とは別に論じられなければならない。それでは、どのようにすれば、こうした理念を実現することができるのだろうか。長い歴史をみると、ひとつの可能性として、諸国の不適切な行為を地球的規模で審査する仕組みを国家および国家の連合体ではなく、国家の対抗軸としての民間の活動（連帯）に求めることが考えられよう。国家がみずからに不都合な行為をすることはもともと期待できないからである（「猫の首に鈴を付けることはできない（Who is to bell the cat?）」）。民間の活力が国家の政策選択に影響を及ぼす例は、多国籍企業（超国家企業）等の存在によって古くから実証されている（法律回避行為）。パナマ文書¹⁵⁰の登場によって改めて注目を浴びている租税回避行為も、国益を中心とする考え方に立つ（国家間の合意という方法を採用する）限り、まったく解決することはできないであろう。真の解決策は、国民国家制を放棄し、地球社会の公益を考慮する立場へと転換する以外にはない。現下の課題は、右の理念の当否にはなく、そうした民間の活力を組織化し、運営することのできる人材と資金をいかに生み出すかという方法論に置かれるべきであろう。

四 以上の説明から、新たなパラダイムの概要が明らかになる。終局的な決め手は、諸国家の意思の多数という従来型の決定基準ではなく、地球社会全体の「擬制された意思（地球公益）」に求められなければならない。この意思は、人命尊重、衣食住に代表される生活圏の確保、地球環境の保全、資源エネルギーの浪費防止といった様々な表現で言い換えることができる。実定国際法（世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）等）という形式をとるか否かに拘らず、重要なものは、国家法に代えて、地球社会の公益こそが絶対的優越性を有するという視点である。このようにみると、先に主張された「食料主権」という思想にも共鳴することはできない。ただし、イ

ブラヒマ・クーリバリーが提唱した「食料主権」は、食料に関わる規制を市場任せにすることで生じる難点を除去するため、各国に「食料主権」を認めようとする点において、国家主権という思想の枠内にとどまる思想だからである。食糧危機を招いた大きな原因が国家主権にあるとみる立場からは、国家主権を否定し、地球公益を世界的規模で実現する途が何よりも優先されなければならない。

3 食糧危機への適用

一 右の基本的視座のもと、伝統的理解に代えて、地球社会の公益を基盤とする新たな法律学が構想される場合、二〇〇八年春の食糧危機はどのように解決されるか。地球社会の法秩序には、国家法上の規制がもたらす結果の当否を検証する規定が含まれていなければならない。このような考えは、現行法の解釈上、まったく取り得ないというわけではない。それは、たとえ成文規定が欠けているとしても、諸国の裁判所が、不文の法源として地球社会の公益を推定し、自国成文法よりも地球社会の公益を優先する旨の判断を繰り返すならば、国家判例法の形成を通じて危機をもたらす種々の行為を規制することができるはずだからである。こうした活動を行うか否かはすべて、諸国裁判所の個々の裁判官の意欲と実践にかかっている。新たなパラダイムのもとでは、審査の実効性を高めるために、すべての関係国の協力のもとに、個々の私法上の行為の適法性に関する審査が一元的に行われなければならない。一元化のためには、裁判所間での情報の共有（外国人裁判官の採用等を含む）が不可欠である。「一元的に」という言葉の趣旨は、国家法という観点からみると、最も厳しい国の規制が行われることを意味するとも言い得る。

二 実践にあたっては、どの案件でも、当該国家法上の内部的評価に加えて、地球公益に適うか否かという外部的

(総合的) 観点からの審査が追加されることとなる。こうした発想は食糧危機のみならず、その他の地球的課題にも転用されなければならない。地球公益という「共通法」が適用されるならば、諸国実定法間に実在する法的水準格差の利用行為(租税回避等)はすべて否定されるはずである。地球公益という観点からみると、世界各地に散在する天然資源も海洋資源も特定国の所有に帰属するものと解釈されてはならず、地球市民全体のために用いられるべき共有資産とみられなければならない。地球に遍在する資産価値を特定国が独占する自由を認める現行の国際法は、「競争の出発点において機会の平等を否定し、不公平な事態を固定する」という意味で、地球公益とはまったく相容れない。武力や資金力による一方的な支配、そしてそうした事実を正当化するための便法としての既得権益尊重といった旧来型の思考を除けば、七三億人とも言われる地球人口が生活する共同の場を運営するうえで必要な資源を少数の者に独占させ続ける正当な理由を見出すことはできないであろう。それにも拘らず、こうした事態を放置してきたのが、これまでの法律学であった。伝統的法律学は、歴史が示すように、特定の者が自らに都合のよい結果を一方的に固定するための道具として用いられてきたという意味で、「不当な制度」に属する。地球上の諸課題の解決それ自体に賛意を示しながらも、現行法上解決することはできないと主張する者は皆、練り言を連ねるだけの態度に代えて、深刻な地球的課題を真に解決することを目指して新たな実践的提案を探究し続ける責任を負わなければならない。

四 結びに代えて

- 一 食糧を巡っては、これまでも、食糧生産過程における遺伝子操作の可否、食品廃棄のあり方如何等、多様な論

議が行われてきた。食料を増産して飢餓を克服した歴史に学ぶことを訴える者もあれば、「食料争奪」という表現で、他国に先んじて食料を確保すべき旨を説く者もあり、また飢餓と肥満とを同時に生み出すフード・ビジネスの問題性を指摘する者もある。⁽¹⁵⁴⁾ わが国でも、民間企業と政府が手を携えて途上国の食品市場の開拓に乗り出す動きや、環太平洋経済連携協定(TPP)発効をにらみ、非効率な生産体制にメスを入れ、農業分野の競争力を一層強化すべく産業競争力強化法を農業分野に初めて適用しようとする動きが報じられている。⁽¹⁵⁵⁾ こうした状況をみると、国益重視の発想は根強く、国益確保のために国家主権の行使を厭わないという主張が依然として揺るぎないものであるかのようにみえる。

それでも、他方では、食のグローバル化の進展を紹介したり、児童労働の問題性やアグリビジネスの闇を告発したりする指摘が後を絶たない。⁽¹⁵⁶⁾ このような動きは、食糧問題を全地球的規模で構想しようとする考えが依然として一定の勢力を保っていることを示すものでもある。⁽¹⁵⁷⁾ こうした指摘が後を絶たないのは、地球公益に関わる諸課題がまったくといってよいほど解決されていないためである。問題の根は、多くの主張に共通するが、地球社会の公益よりも個別事業者や個別国家の利益を優先しようとする考え方が、若い世代を含め、広く蔓延していることにある。

地球環境の保全および改善——化石燃料を含む天然資源の利用による環境の変化は、増え続ける世界の人口に必要な食糧の確保とも緊密に関わる問題である——が特定国の関心事にとどまらず、地上にあるすべての国の、すべての人々にとって共通の課題であるという認識が世界各地の心ある人々の間で広まってから、すでに久しい。このことを改めて考えさせたのが、「世界で一番貧しい大統領」として知られたホセ・ムヒカ元ウルグアイ大統領が二〇一六年四月六日に東京で行った呼び掛けであった。⁽¹⁵⁸⁾ 彼の基本思想はすでに二〇一二年六月二〇日に「リオ十二〇 地球サ

ミット二〇一二（国連持続可能な開発会議）⁽¹⁰⁾で行われた印象的なスピーチに示されている。しかしながら、何よりも、この演説が多くの注目を浴びたという事実それ自体が、世界的規模でみても、あらゆる社会問題を地球的規模で構想する必要性があるという意識がなお希薄であることを如実に物語っているとみることができよう。国家主権の護持という考えが依然として多くの人々の思考を支配していることは、法律学においても「抜き難い桎梏」となっている。憲法を中核とする国家法の併存を当然の事理とする伝統的な考え方を墨守する限り、地球規模での諸問題を解決することは不可能である。わが国の食糧法制（条約を含む）をみても、当然のことながら、その目的はあくまでも国益尊重にある⁽¹¹⁾。法律学が前提とする諸利益相互間での政策的調整——立法段階でのそれにとどまらず、解釈段階でのそれも含む——は、このようにどの国家法でも自国領域内での利益衡量に基づいて行われており、世界的規模での利益衡量はまったく行われていない。国家法相互の調整を行う国際法領域でも、世界的規模での利益衡量は軽視されたままである。このことは、主権国家間の合意を基礎とする国際法が多くの重要な課題を解決できていないという現実によっても容易に知られよう。

二 このような厳しい現実をみれば、法律学の分野でも、伝統的な制度や枠組みの機能と存在意義を改めて問い直し、新しいパラダイムを提案する時期に来ていることが明らかになる。小稿はもっぱら法律学の現代的課題（向かすべき方向性（Reorientation））を示すことを意図したものはあるが、それでも、現行諸規定中、一般条項の拡大解釈を通じてこのような考えを実践できないわけではない。全地球的課題の解決に取り進む場合、われわれは、国家主権制度を動かしがたいものとみる前提のもとで地球的規模での利益衡量を否定する立場を全面的に放棄し、地球社会の公益を起点に据えた包括的な法体系を目指して新たな一歩を踏み出さなければならない⁽¹²⁾。こうした見方は、決して事

新しいものではない。著名な先駆者⁽⁸³⁾の活動や世界連邦運動 (World Federalist Movement' WFM)⁽⁸⁴⁾を想起すれば、たとえ部分的なものにとどまっていたにせよ、国家主権を乗り越える必要があるという認識が古くから提唱され、それなりの成果を上げてきたことが確認されよう。「地球社会法学 (地球社会の法律学)」の確立に向けて、こうした歩みはさらに拡大されなければならない。次の課題は、こうした考えを法学の分野で正面から受け止め、さらに発展させるためにいかに行動すべきかという点にある。その具体化は次の世代に委ねられるべき課題となろう。

- (79) 参加したメディアは、NHK / Normal Life Pictures / BBC / DR / ITVS / SVT / ZDF / Arte / VPRO / Steps International くらである。 <http://www.why-poverty.net/video/land-rush/> (二〇一六年四月一七日確認)
- (80) この番組は、日本放送協会 (NHK) 「BS世界のドキュメンタリー」の枠内で、「シリーズ Why poverty ?」の一環として二〇一二年一月六日に放映された。 <http://www6.nhk.or.jp/wdoc/backupnumber/detail/?pid=121205> (二〇一六年四月一七日確認)。「なぜ世界から貧困は消えないのか」を問うこの国際共同制作プロジェクトでは、「世界の食糧供給のために貧しい国の農地を奪うべきか」という問題が提起されている。この放送では、二つの説明が付されている。最初の説明では、「世界では農地をめぐる争奪戦が激化している。人口の七割が農業に従事するアフリカのマリでは、中国、韓国、サウジアラビアなど海外の投資家が広大な土地を借り上げ、農家から土地と食糧を奪っているという。現在マリ政府は、最も肥沃なニジェール川沿いの土地を海外からの投資家に提供する事業を進めている。投資家の一人が、バイオ・エネルギー企業を経営するアメリカ人のミマ・ネデルコピッチ。アフリカ各地で大規模なサトウキビ農園を立ち上げてきた彼は、マリでも二〇〇平方キロの農地を借りる計画を立て、地元農家がサトウキビ畑で働けば彼らの生活は向上すると主張している。」と述べられている。もうひとつの説明では、「広大な農園は何世代も農業を営んできた何千もの小規模農家が土地を失うことを意味する。このため、自分たちの土地と食糧を守ろうと呼びかける農家がいる一方、雑穀の栽培をやめてサトウキビで収入を増やしたいという者も多い。予定通りに事業が進まず、政府の対応の悪さに疲れるネデルコピッチだったが、彼の「壮大な計画」は思いがけない理由で中止となってしまう…。食糧の安全保障の最前線取材し、アフリカ土地問題の現実を描く。」と述べられている。

この番組は、多くの関心を集めたためか、同年二月二日、二〇一三年一月一日および二〇一五年一〇月九日の三回に亘って再放映された。

- (81) <http://www.6.nhk.or.jp/wdoc/backnumber/detail/?pid=121205> (二〇一六年四月一七日確認) (前注(80)参照)
- (82) 前注(80)参照。
- (83) 「基本的な食料品が買えないのは非常事態です。」「アルジェリアでまた食料暴動が起きました。」「米配給センターには常に軍隊がいます。」(前注(80)参照)
- (84) 前注(80)参照。
- (85) 前注(80)参照。
- (86) 前注(80)参照。
- (87) 「豊かな国々は海外の農地を取得し、食糧供給を確保しようとしています。」「それに備えて、サウジアラビア、中国、韓国などは広大な土地を買い漁っています。二〇〇八年の食糧危機以降、土地への投資は爆発的に増加しました。」「肥沃で低価格なアフリカの農地は、投資の対象になっています。」(前注(80)参照)
- (88) <http://fsgafrmsu.edu/africanhunger/> (二〇一六年四月一七日確認)
- (89) 「わが国は二〇〇八年の食糧危機で大きな打撃を受けました。そこで私たちはこの危機に構造的に対応したいと考えました。わが国には灌漑可能な土地が二五〇万ヘクタールありますが、利用されているのは五〇万ヘクタール以下……。」(前注(80)参照)
- (90) 「わが国土の三分の二は砂漠ですが、ニジェール川が流れているので、灌漑を行うことができます。マリは有望な投資先です。」「ニジェール川会社が管轄する農業地域は一九三〇年代植民地支配していたフランスによって開墾されました。フランスは、本国向けのコメや綿花を栽培するために、数百万ヘクタールもの土地を収奪、ニジェール川にダムを建設し、土地を切り拓いたのです。」(前注(80)参照)
- (91) このプロジェクトは、同国の公用語、フランス語表記の頭文字をとって、「ソスマー (SOSUMAR (Société Sucrière de Markala)) 計画」と呼ばれている。 <https://ejatas.org/conflict/markala-sugar-project-sosumar-illovo-sugar-refinery-in-cercle-de-segou-mali>

- (92) 前注(80)参照。
- (93) 「ソスマー計画では、農園と工場を建設するために、マリ政府から、ニジュール川公社の管轄する農業用地、二〇〇平方キロメートルを借りる予定です。」「二〇〇もの灌漑システムを導入するこの大規模なプロジェクトが実現すれば、何世代も前からここで農業を営んできたたくさんの方々が土地を失うこととなります。ネデルコピッチは、土地を手に入れたら、これらの人々にサトウキビの契約栽培者になってもらおうと考えています。広大な農園の中で、栽培に携わってもらうのです。」ネデルコピッチはこう語る。「小規模な自作農との連携を大いに期待しています。これがソスマー計画の新機軸です。この計画のよいところは自営農家を作り出せることです。私たちが七〇ヘクタールの農園を開発すれば、六家族から七家族がその七〇ヘクタールの耕作をします。こうすることで、商品作物生産農家という新しい職業が生まれるのです。」(前注(80)参照)
- (94) 「マルカラ砂糖プロジェクト (Markala Sugar Project)。頭文字をとって、ソスマー (SOSUMAR (Société Sucrière de Markala)) と呼ばれているこの計画は、成功すれば、マリの経済に弾みを付けると目されています。」(前注(80)参照)
- (95) 「政府は、リビア、中国、ウクライナ、サウジアラビア、セネガルなどの投資家に土地のリースを始めました。外国人が入ってくると、地元住民への暴力や虐待が各地で起こるようになりました。」(前注(80)参照)
- (96) 前注(80)参照。
- (97) 「アメリカの農業開発業者、ミマ・ネデルコピッチ。これまで、アフリカ各地で大規模なサトウキビ農園を建設してきました。今回、農園の計画を進めているのは、アフリカでも貧しい国とされているマリ共和国の中央部です。」(前注(80)参照)
- (98) 「現地での建設工事はすでに始まっていますが、マリ政府は融資の包括契約をまだ締結していません。今は、ネデルコピッチと共同出資者たちが急速に膨らむ経費を自分たちの資金で賄っています。」財務担当取締役のウォーレン・ウェッスルズによれば、「二〇一一年一〇月までに総支出は一六八〇万ドルに達しました。この一〇か月で支出が大幅に増えています。」ソスマー取締役のニック・モリスはこう語る。「前回の役員会以降、計画には多くの面で進展がありました。しかし、期待したほどではありません。残る問題をすべて解決すれば、アフリカ開発銀行が融資に踏み切るところでしょう。」(前注(80)参照)
- (99) 「このプロジェクトについて話し合いを始めたのは、今から一〇年以上も前のことです。官民一体のプロジェクトはこの規模では初めての試みです。国内環境を二から整えていかなければならないので、時間がかかります。なかなか簡単ではないん

ですよ。」(前注(80)参照)

(100) 前注(80)参照。

(101) 「アフリカは世界の食糧生産において重要な役割を担っています。現在、利用可能な世界の耕作地のおよそ六〇パーセントがアフリカにあるのです。ところが、飢餓に苦しんでいる人の半数は農民です。十分な食料を生産していないのです。」「小規模な自作農は一ヘクタールから二ヘクタールの畑を所有して雑穀を栽培しています。何百年も前から変わっていません。この人たを大きな事業に参加させ、付加価値のある作物を栽培してもらって、貨幣経済の担い手にします。食べる量以上の作物を栽培するのです。」(前注(80)参照)

(102) 「こんにちは。ラジオ・ヤマカンです。もう、うわさの段階ではありません。この地域でソスマーのプロジェクトがスタートしようとしています。」「サトウキビ栽培プロジェクトが行われる区域―マルカラ地域周辺のすべての村には誇りが生まれました。将来が保証されるということです。病院が建設され、若者が仕事に就ける―。更にそれ以上が期待されます。これこそが発展のあり方です。」「しかし、このラジオ放送を聞いたカソウムは「夢の中で声を聴きました。私たちの土地を奪うという声です。目が覚めると、もう眠れなくなりました。ラジオでは、このプロジェクトは私たちにとっていいことだと盛んに言っています。まるで明日からでもサトウキビ農園で働けるようなことを言っているんです。」と述べている。(前注(80)参照)

(103) ソスマーの取締役、アルナ・ニアンは、同僚との打ち合わせでこう提案した。「現在のスケジュールを守りたいなら、役員会に頼むしかない。来年三月まで持ちこたえられるように。あと七〇〇〇万CF Aフラン(セーファーフランは、西アフリカ、中部アフリカ地域の旧フランス植民地を中心とする多くの国で用いられる共同通貨。西アフリカ諸国中央銀行(Banque Centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest 'BCEAO)発行のもの(ISO 4217コードXOF)と中部アフリカ諸国銀行(Banque des Etats de l'Afrique Centrale' BEAC)発行のもの(同XAF)との二種類)」、つまり、一〇〇〇万ドル増資して欲しいと。リスクを回避するため、新たな計画は基本的にすべてストップ。今すぐ中止する。同僚はこう答えた。「わかった。だが、別の選択肢もあるだろう?」アルナ・ニアンは言う。「資金が尽きてしまったのは純然たる事実だ。銀行口座を見たまえ。残高がゼロになっている。それで何ができるといんだ。」同僚は沈黙した。(前注(80)参照)

(104) 以下に示すような、ある日の会議における発言の数々が、関係者間でのチームプレー精神の不足を示す証左となる。計

画の遅れを懸念してアフリカ開発銀行のムハンマド・アリは「この危機から脱出するためには、工程表を作る必要があります。それには産業者もペースを上げてもらわないと……」と述べた（ソスマー取締役のニック・モリスが頷く）。産業者の担当者は、ソスマー計画実施主体が「送ってきた書類が多すぎますよ」と、口を挟んだ。ソスマー側は「それは謝ります。」と答えた。産業者の担当者は「ソスマーだけじゃないんです」と述べ、多忙さを強調した。ソスマー側も負けずに、「永遠に待っているわけにはいきません。迅速に行動してもらわないと。計画を前進させなければいけないんですから。」と抵抗した。別の参加者が「ソスマーを放置していると産業者を責めることはできません。本当は議員たちに急いでもらいたいところですが、彼らを操作することはできません。」と述べ、産業者を援護した。ソスマー側はなおも「産業者の役人は議会へ乗り込んで承認させればよい」と述べた。産業者の担当者は「プロジェクトの書類が今どうなっているか、逐一知らせます。」と述べた。ニック・モリスは発言を求め、「この手続きが完了するまでの工程表が必要です。どのステップを、どの順番で進めるか、全員が理解できるように。一ステップ進むたびに確認しているようではダメです。」と述べた。帰路についたニック・モリスはこうつぶやく。「ひどい話だ。戻って整理しよう。」（前注(80)参照）

(105) 「ソスマープロジェクトの行き詰まりを打開するため、ネデルコピッチは議会に乗り込み、非公式な働き掛けを試みました。」ネデルコピッチはマリ共和国議会（Assemblée Nationale du Mali）にムンタガ・タール議員を訪ね、こう切り出した。「雇用の創出はもちろんです。灌漑用機械やトラクターなどを扱える人材を育てたいのです。私にとつては四〇パーセントの農民が本当の自営農家になることのほうがはるかに重要です。それぞれ、〇・五ヘクタールの小さな畑では農業を続けていくことはできません。議員はこう答える。「ニジェル川公社は神からの贈り物ですが十分に活用されてはいません。このプロジェクトによって活用できるようになるでしょう。」ネデルコピッチは「私が申し上げたいことはひとつ。政府がぐずぐずしているなら、政治家のお力を借りるつもりです。」と述べた。議員は笑い出した。ネデルコピッチは続けた。「私はまた来ますよ。それが民主主義だ。」議員は答えた。「国民の利益になることですから。」ネデルコピッチは相植を打つ。「そうですね。」（前注(80)参照）

(106) 「わたしは、マッサ・サノゴと言います。ティン村に住んでいます。ここで雑穀を栽培して暮らしてきましたが、収穫量は、もう長い間、増えていません。だから、農園の開発に同意したのです。わたしたちは変化を望んでいます。」「この村人は、毎日三食、食べることができない。プロジェクトに土地を与えたのは政府だ。おれたちじゃない。マリ国内の貧困を

解消するために、政府がそうしたんだ」「ここには女性の仕事がありません。ソスマーの話を聞いたとき、女性にも得るものが多いと思いました。女性が、一年中、働けるようになるでしょう。」サノゴはこうもいう。「土地を奪われて、どうやって食べていくのか?」と聞くと、『サトウキビで六〇〇〇ドルも稼げ』と現地の人は答えたそうです。そして、その金を貯めておけると。今、一番望んでいるのは、プロジェクトが早く進むことです。」(前注(80)参照)

(107) 「しかし、ソスマーに対する意見は、同じ地域の村でも両極端に分かれています。一キロも離れていない村同士で意見が異なることもあります。」農民運動家はこう述べる。「この国のために食料を生産しているのはわたしたちです。マリの人口の七五パーセントは農民です。しかし、政府は、投資という名目で、マリの農業を破壊しようとしています。農民からすべてを奪えても、土地だけは奪えません。土地は農民のものなのです。」(前注(80)参照)

(108) 「私たちは地域社会の公開討論会を開きました。その席では、すべての村の村長がソスマーにも反対を表明しました。」「プロジェクトを望んでいるのは一握りの人たちだけだ。その人たちが集まって、地元のラジオ放送で話をしている。我々は話をさせてもらえない。」ソウンゴ村のある農民はこう述べていた。「わたしはカツソウム・ディアラ。六八歳です。このソウンゴ村で生まれて、一度も離れたことがありません。三人の妻と一六人の子供がいます。三〇ヘクタールほどの土地を持っています。そこで、家族全員で農業をして生活しています。作っているのは、キビと豆とトウモロコシ、コメ、それと落花生も栽培しています。ソスマーのことは聞きましたが、まったく興味はありません。わたしたちの親も先祖もここで畑を耕して暮らしてきました。誰かに援助を求めたことは一度もありません。お金は貰っても、いずれ使い果たします。でも、土地は使い果たすことはありません。カツソウム・ディアラはこうも語る。「『幸せをくれる』と言われたら、『いらない』と答える。もう一度来ても『いらない』と断る。三度目にやってきたら、こう言う。『あなたがくれるというものは、あなたを幸せにするけれど、俺を幸せにはしないんだ』。古いことわざだ。」と。その他の農民は口々にこう語っている。「所有しているのがたつた一ヘクタールでも、それは一家の魂だ。その農地で一生懸命に働き、作物を作れば、五ないし六か月は一家が食べていける。後は、やりくりで何とかなる。だが、土地を奪われたら、その後はどうにもならない。」「村を壊すのは、国全体を壊すのと同じだ。奪った土地の代わりに別の土地をくれるわけでもない。」「カネの価値を分かっているのは白人だけだ。おれたちの土地に大金を払っても、それより、もっと大きな価値が土地にはあるはずだ。」

こうした反対意見に対し、ネデルコピッチは、こう説明していた。「変化は誰にとっても受け入れがたいことです。ずつ

と変わらない伝統の中で生きてきた人にはなおさらです。未知のことなんですから。でも、暮らすのに精一杯だった小規模農家がゆつくりと小規模な商品生産農家になり、やがて大規模な生産農家になるとしたら、いいと思いませんか。しかし、それでも、伝統の方が重要で、いかなる変化も嫌だというなら、荷物を纏めて退散しますよ。ここにいる意味がありませんから。」(前注(80)参照)

- (109) 学名 *Vitiellaria paradoxa*、その種子の胚から得られる植物性脂肪シアバター (shea butter) は、食用や薬として用いられる。
- (110) 「ソスマーが作付を始めれば、土地を失う農民は二つにひとつの選択をしなければなりません。ネデルコピッチと契約してソスマーの農園でサトウキビを栽培するか、それとも、この土地を諦めて、プロジェクトの地域内に新たな土地を貰うか、です。農園を作る際には数千本のシアバターノキを伐採する必要があります。この木は、シアバターの原料で、地元的女性たちの大事な収入源になっています。」シアバターノキはとても大切なものです。女性たちにとってはね。自分たちの木を切らせた女たちが私たちのシアの実を取るんです。だから「どうして私たちの実を取るのよ」と聞きました。それでケンカしました。シアバターは生計の手段なんです。」(前注(80)参照)

(111) 「地域社会と地元住民の支持が何より大切です。そのために、時間を掛けて話し合ってきました。長老や村長たちに新しい生活がどうなるかを伝えるようにしています。」(前注(80)参照)

(112) 「農業規模の拡大というご意見には賛成です。しかし、私たちは、土地の収奪によってそれを実現しようとは考えません。プロジェクトの中に個々の農家を組み入れるのです。」(前注(80)参照)

(113) マリ農民連合の代表、イブラヒマ・クリパリバーはこう述べている。「フランスの入植者が来てダムができる前は、昔からの古い村がいくつもありました。その後は、行政府が土地の所有権を奪い、以来、ずっと地元の人々の所有権を否定してきました。まるでそんなものは初めから存在しなかったかのように振舞ってきたのです。」ある出席者の発言。「行政責任者はこう言った。『お前たちの土地は没収する。』この土地は国のものだから、取り上げることができると。何の契約書も見せず、何の補償も申し出なかった。」ソウンゴ村の反対派農民、カッソウム・ディアラはこう語る。「この村から始めると言われました。そして、いずれ、全部の村を壊すそうです。その日は彼らと長々と議論しました。わたしは、『ソウンゴ村を壊すのか。千年も前からある村だぞ。大変なことになるよ』と言いました。それでも、彼らは、『この順番は譲れない』というんです。」ある女性農民はこう語る。「彼らは催涙ガスを使いました。電撃棒を持ってきて殴り、私たちを倒しました。そ

して、連行したんです。向うに着くと、『降りろ！』と命じられました。地面に伏せた状態で、死ぬかと思うほど殴られました。『頭を上げたら、思い知ることになるぞ』と言われました。そのあと、ようやく誰か来て、『もう十分だ』と言ったんです。ある農民は、こう語る。「ここは、祖父母や両親や弟たちの墓でした。ところが、彼らは墓地を壊すと言い、重機で遺体を掘り起こしました。自分たちでやろうとしたら、乱暴に遺体を持ち上げて放り出しました。私たちはマリの国民じゃないんでしょか。」別の農民の話を聞こう。「そんなかたちで土地を引き渡すべきではありません。これは、政府に責任があります。国内の土地所有法や人権保護条約にも違反しています。」(前注(80)参照)

(14) 前注(80)参照。

(15) 前注(80)参照。

(16) Loi No 06-045 du 05 septembre 2006, *Portant loi d'orientation agricole*, L'Assemblée Nationale a délibéré et adopté en sa séance du 16 août 2006. 法律は、[https://www.google.co.jp/?gfe_rd=cr&ei=jNTFvqyMluXZ8Alop4ugCQ&gws_rd=ssl#q=loi+no+06-045+du+05+septembre+2006%2C+portant+loi+d%27orientation+agricole%2C+mai](https://www.google.co.jp/?gfe_rd=cr&ei=jNTFvqyMluXZ8Alop4ugCQ&gws_rd=ssl#q=loi+no+06-045+du+05+septembre+2006%2C+portant+loi+d%27orientation+agricole%2C+mai+(2016年4月17日確認)) (二〇一六年四月一七日確認) により表示された頁の二番目に挙げられた「[DOC] Loi d'orientation agricole - Roppa」を介して閲覧することができるとある。

(17) 「イブラヒマの長年の主張が認められ、マリは二〇〇六年、世界で初めて食料主権を政府の政策に取り入れた国のひとつとなりました。」(前注(80)参照)

(18) 「La souveraineté alimentaire constitue la ligne directrice de toute la politique de développement Agricole. La sécurité alimentaire est une dimension de la souveraineté alimentaire.」

(19) 前注(80)参照。

(20) 「二〇〇八年に世界的な食糧危機が起きたとき、イブラヒマは新しい農民運動に踏み出しました。」イブラヒマはこう語る。「政府は、マリの新しい農業政策を私たちと一緒に策定したのです。食料主権を尊重し、小規模農家に土地の所有権を与えました。しかし、今、それは踏みにじられています。たんなる営利事業にとって代わられました。だから、私たちは失望しているのです。」マリの農民集会では、「反撃しなければ死んでしまう。マリの指導者は、土地のことを農民と話し合わなくてははいけない。我々は立ち上がるべきだ。」という声が聞かれた。イブラヒマは農民に対してこう訴えている。「武器を手にははいけない。だが、何かしなければ、我々が消されてしまう。彼らは一〇〇〇平方キロの土地を取り上げ、売り渡そう

としているのだ。二〇一一年までに、ニジェール川公社では、二二件の大規模な土地取引が行われた。」<http://www6nhk.or.jp/wdoc/backnumber/detail/?pid=121205> (二〇一六年四月一七日確認)

- (121) 二〇〇九年、ニジェール川公社が管轄するコロンゴ村で行われた農民集会の出席者はこう述べていた。「問題はマルカラの砂糖プロジェクトです。この地域では、昔からキビや米や落花生を栽培してきました。サトウキビの生産地域ではなかったのです。彼らは我々の土地を奪おうとし、指導者を逮捕しました。そのうち二人に、先週、判決が下りました。」マリ農民連合の代表、イブラヒマ・クーリパリはこう述べた。「私たちの戦いは新たな段階に入っています。マリ政府を相手取ってニジェール川公社の中の町が二件の訴訟を準備しているところです。裁判に負ければ、政府も方針を変えざるを得ないでしょう。」(前注(80)参照)

(122) 前注(80)参照。

- (123) 「人と自然との関係を歴史学として取り上げる新しい学問」(<http://www.yamakawaco.jp/product/detail/734> (二〇一六年四月一七日確認))。

(124) 前注(80)参照。

(125) 前注(80)参照。

(126) 前注(80)参照。

(127) 前注(80)参照。

(128) 前注(80)参照。

- (129) アフリカの開発学者は次のように述べる。「土地収奪の第一段階は植民地時代でした。しかし、今日では、そのような方法は採るべきではありません。地域社会と投資家の双方に利益をもたらすような契約を結ぶべきです。」農業開発業者は次のように言う。「投資家や民間企業の出資者は、現地で直接、土地を収奪しています。完全機械化の農業は地域社会には何の利益ももたらしません。そんなプロジェクトは長続きしないでしょう。」「国民が無視されたままでは発展は望めません。」「何よりも話し合うことが大切です。」(前注(80)参照)

- (130) 「二〇二二年三月二日、バマコ近郊の陸軍基地で起きた騒乱が軍事クーデターに発展した。」「大統領選挙の一月前、マリではクーデターが起きました。北部でも、分離独立の動きに対する政府の対応に不満を抱いた軍人たちが反乱を起こし

たのです。政権はもろくも崩壊しました。」(前注(80)参照)

(131) 「我々、共和国軍は憲法を守るためアマドゥ・トゥマニ・トゥーレ氏の率いる無能で評判の悪い政権に終止符を打つことにした。」ネデルコビッチはこう述べている。「選挙を前にして、政府はこの一年間何事に対してもはつきりした決断を下そうとしませんでした。軍は戦っているにもかかわらず、きちんと対応してもらえなかったことに苛立ちを覚えたのです。こんなことなら、私たちが産業省に攻め込めばよかったと思えましたよ。冗談ですがね。」(前注(80)参照)

(132) 「クーデターの翌日、ソスマーの事務所は働いている外国人を帰国させ始めました。銀行はマリへの融資を凍結。ソスマーの財源は底を尽きました。一部の投資家は地元農民のニーズを無視した開発を続行しました。しかし、農民の暮らしを向上させたいという夢を描いていたネデルコビッチの計画は断念せざるを得ませんでした。」(前注(80)参照)

(133) テイン村のマッサ・サノゴはこう述べる。「クーデターが起きたとき、真っ先にソスマーのことを考えました。ソスマーは白人のプロジエクトです。白人は争いを好みません。紛争と聞くと、おびえてしまっています。それでプロジエクトが実現しなくなるのが何より怖いのです。とても心配です。それだけでなく、心がとても傷ついています。三日間、寝ても覚めても、このことが頭から離れませんでした。すべてが無駄だったのかもしれないとも考えました。自信がなくなりました。」(前注(80)参照)

(134) 前注(80)参照。

(135) ソウンゴ村のカツソウム・ディアラはこう語る。「クーデターの御蔭で、土地を取り戻すことができそうです。女性たちは喜んでますよ。大事なシアバターノキを切られずに済んだってね。私もクーデターの後は、嫌な夢を見なくなりました。神様に感謝しています。この七年間の私たちの苦しみはひとことで言い表せるものではありません。問題はまだ全部終わっていませんが、ようやく、一息つけました。」(前注(80)参照)

(136) 「クーデターについて問われたら、「拍手を送る」と答えます。軍事政権を支持するわけではありません。」「二〇〇八年以前の食糧主権の政策が見直される可能性があります。」(前注(80)参照)

(137) 「もし新しい大臣が『やはり農民は土地を所有できない』と決めたらどうなるでしょうか。不安はぬぐえませんが、マリが方向を転じなければ、アフリカ全体がおかしくなってしまうと思います。」イブラヒマがこう考えたのは、彼が「わが国のエリートたちは欧米の理論をうのみにしているからです。」とみていたことによる。彼は、こうも述べていた。「アフリカの

エリート官僚の多くは農業を嫌っています。口に出しては言いませんが、人間の生存のまさに基礎となっている農業に対して、ある種の嫌悪感を抱いているのです。彼らのほとんどはフランス式の教育を受けています。こうしたエリートたちは現実を見ようとせず、欧米を唯一の好ましい手本であると考えています。アフリカを発展させる本当の方法を見つめる代わりに、決してアフリカには合わない欧米の手本を無理やり押し付けようとしています。私には戦いに加わる責任があると思っています。国民のほとんどが無視されている今の状況では、安定した発展を着実に続けていくことはできません。」(前注(80)参照)

(138) 前注(80)参照。

(139) セネガル共和国の政情等については、外務省情報 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mali/data.html#section1>) (二〇一六年四月一七日確認) 他参照。

(140) マリ共和国の政情等については、外務省情報 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mali/>) (二〇一六年四月一七日確認) 他参照。

(141) たとえ贈収賄の疑いのある行為であっても、そのことが立証されなければ、刑事裁判上の原則〔in dubio pro reo〕〔疑わしきは罰せず〕、「疑わしきは被告人の利益に」があるため、訴追されることはない。

(142) 一七七六年のアメリカ独立宣言では、「生命、自由および幸福追求において」すべての人が、ある特定の、排することのできない権利を有すると宣言されていた。一九一九年に制定されたドイツのヴァイマル憲法は生存権具現化の先駆けとして知られている。一九四七年施行の日本国憲法第二五条第一項では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」旨、規定されている。一九四八年に第三回国連総会で採択された世界人権宣言第三条は「人はすべて、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」と謳う。一九四九年に旧西ドイツで制定されたドイツ連邦共和国基本法でも、人間の尊厳の原理が最高とみなされている。一九五〇年、欧州評議会によって採択された欧州人権条約第二条では、生存権が保障されている。一九六六年第二回国連総会によって採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)第六条でも生存権は保障されている。この生存権は国民の生存の脅かす緊急事態の場合に認められる違反の状況であっても犯すことが許されないとされている。

(143) 小稿では、食糧危機に注目しているが、この種の視点は、人口急増、貧困撲滅(格差解消)、人権尊重、環境破壊、民族間

題、治安維持（大量破壊兵器の拡散防止、地域紛争の防止・解決、テロ対策、平和構築）、難民救済、感染症蔓延防止等のすべてに共通する。

(144) 名古屋外国語大学は、「多文化共生社会に向けてグローバル人材を育成する」ため、二〇一七年度に「世界共生学部」を設置する旨、発表した。（二〇一六年三月二六日朝日新聞朝刊一二面）

(145) 小林直樹著『憲法講義（改訂版）（上）』（東京大学出版会、一九七二年）二八一頁以下、佐藤幸司編著『憲法Ⅱ 基本的人權』（成文堂、一九八八年）三八頁以下他。

(146) 佐藤・前掲注(145)三八頁。

(147) ここでは、世界人權宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（選択議定書）等が考えられる。もちろん、世界人權宣言（国連総会決議）の法源性については、「国際連合総会決議は勧告であり法的拘束力がない」という主張のほか、「慣習国際法を明文化したものであり、慣習国際法としての拘束力があるとする」説、「慣習法になる手前の段階である『ソフト・ロー』として法的拘束力があるとする」説、「採択された当時は拘束力がなかったものの、その後宣言を基礎にした各種人權条約の発効や各国の行動によって現在は慣習国際法になっているとする」説等の対立がある。いずれの立場を主張するにせよ、もちろん、それらは論者の世界観の反映にほかならない。

(148) こうした検証過程を実効性のあるものとするためには、原告適格等、訴訟法上の手当てでも、実体法的評価と並行して、検証されなければならない。この場合、国際的合意を考慮の対象としなかった行政行為および司法判断はすべて司法審査の対象とされなければならない。

(149) 地球公益的観点以前に国際法による制限の可能性を検討するものとして、Sandrock, *Volkerrechtliche Grenzen staatlicher Gesetzgebung* — Eine Skizze. *ZVglRWiss* 115 (2016) SS. 1-94 他参照。

(150) 自国の歳入を確保すべき責任のある各国首脳がタックス・ヘイブンを利用している実態を示す文書。各国二〇一六年四月五日日本経済新聞夕刊一面他参照。

(151) B S ドキュメンタリー W A V E 「食料廃棄物をゼロにせよ」フランス社会の挑戦」（二〇一六年四月一七日放映）
(<http://www6.nhk.or.jp/nhkpr/post/trailer.html?i=05099>（二〇一六年四月一七日確認）；<http://www.nhk.or.jp/docudocu/program/184/2263168/index.html>（二〇一六年四月一七日確認））。この番組では、食料生産量の三分の一が廃棄されている

る世界の現状を受け止め、食料および食料生産用の膨大なエネルギーが浪費され、深刻な環境問題を引き起こしている現状を変えようとして、すべての大型スーパーに売れ残りの食料の廃棄を禁止、慈善団体への寄付を義務付けた世界初の国家法、すなわち、フランスの食料廃棄禁止法 (la proposition de loi relative à la lutte contre le gaspillage alimentaire (n° 245, 2015-2016)) が紹介されている。この法律については <http://www.senat.fr/dossier-legislatif/ppl15-245.html> (二〇一六年四月七日確認) 他参照。

- (152) ルース・ドフリース著 (小川敏子訳) 『食料と人類―飢餓を克服した増産の文明史』(日本経済新聞出版社、二〇一六年) 他。B S 世界のドキュメンタリー「食料増産へのチャレンジ (1) 変わる企業型農業」アメリカ」(二〇一一年一月一日放映) (<http://www.6nhk.or.jp/wdoc/backnumber/detail/?pid=110110> (二〇一六年四月十七日確認))、「食料増産へのチャレンジ (2) 不毛の大地がよみがえる」オーストラリア」(二〇一一年一月二日放映) (<http://www.6nhk.or.jp/wdoc/backnumber/detail/?pid=110111>)、「E TV 特集・地球の裏側で、コシヒカリが笑る」(二〇一二年九月九日放映) (<http://www.nhk.or.jp/ev21c/file/2012/0909.html> (二〇一六年四月十七日確認) 他)。
- (153) 柴田明夫著『食料争奪―日本の食が世界から取り残される日』(日本経済新聞出版社、二〇〇七年) 他。「NHKスペシャル シリース ジャパン ブランド」第一回「食と農」に勝機あり」(二〇一四年一月一日放映) (<http://www.6nhk.or.jp/special/detail/index.html?aid=20150314> (二〇一六年四月十七日確認)) 他。
- (154) ラジ・パテル著 (佐久間智子訳) 『肥満と飢餓―世界フード・ビジネスの不幸のシステム』(作品社、二〇一〇年) 他。
- (155) 日本経済新聞二〇一六年三月九日夕刊一面。
- (156) 日本経済新聞二〇一六年三月一〇日朝刊五面。
- (157) サーシャ・アイゼンバーグ著 (小川敏子訳) 『スシエコノミー』(日本経済新聞出版社、二〇〇八年) 他。
- (158) キャロル・オフ著 (北村陽子訳) 『チョコレートの実』(英治出版、二〇〇七年) 他。
- (159) 二〇一六年四月八日朝日新聞朝刊一三面参照。「生活水準の高い日本の人たちが、世界はどこに向かっていると考えているのか、聞いてみたいと思っていました。将来の夢を語ることなしには、私たちの未来はないからです。」「科学や技術が発展し、寿命も長くなっていますが、貧富の格差も広がってしまいました。若い人にはこのような間違いを繰り返さないでほしいと思う。」「若者には、豊かさを求めるあまり絶望する生き方をせず、毎朝、喜びがわき上がるような世界を目指してほしい」と思う。」

ごとと思う。」(<http://www.3nhk.or.jp/news/html/20160406/k10010469461000.html>) (二〇一六年四月一七日確認)

(160) 二〇一六年四月一日朝日新聞朝刊一五面参照。「質問をさせてください：ドイツ人が一世帯で持つ車と同じ数の車をインド人が持てばこの惑星はどうなるのでしょうか。息するための酸素がどれくらい残るのででしょうか。同じ質問を別の言い方ですると、西洋の富裕社会が持つ同じ傲慢な消費を世界の七〇億〜八〇億人の人ができるほどの原料がこの地球にあるのでしょうか？ 可能ですか？ それとも別の議論をしなければならぬのでしょうか？ なぜ私たちはこのような社会を作ってしまったのですか？ マーケットエコノミーの子供、資本主義の子供たち、即ち私たちが間違いないこの無限の消費と発展を求める社会を作ったのです。マーケット経済がマーケット社会を造り、このグローバルゼーションが世界のあちこちまで原料を探し求める社会にしたのではないのでしょうか。私たちがグローバルゼーションをコントロールしていますか？あるいはグローバルゼーションが私たちをコントロールしているのではないのでしょうか？ このような残酷な競争で成り立つ消費主義社会で「みんなの世界を良くしていこう」というような共存共栄な議論はできるのでしょうか？ どこまでが仲間とどこからがライバルなのですか？ このようなことを言うのはこのイベントの重要性を批判するためのものではありません。その逆です。我々の前に立つ巨大な危機問題は環境危機ではありません、政治的な危機問題なのです。現代に至っては、人類が作ったこの大きな勢力をコントロールしきれいていません。逆に、人類がこの消費社会にコントロールされているのです。私たちは発展するために生まれてきているわけではありません。幸せになるためにこの地球にやってきたのです。人生は短いし、すぐ目の前を過ぎてしまいます。命よりも高価なものは存在しません。」(<http://www.webdice.jp/dice/detail/3584/>) (二〇一六年四月一七日確認)

(161) 食育基本法(平成一七年六月一七日法律第六三号)の前文は「二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。」とする。食品安全基本法(平成一五年五月二三日法律第四八号)第一条は「この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適切に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。」と規定する。外国政府等に対する米穀

の売渡しに関する暫定措置法（昭和四五年五月二八日法律第一〇六号）でも「政府は、当面の米穀の需給事情等にかんがみ、米穀の円滑な輸出に資するため、当分の間、次の各号に掲げる者に対し、その保有する米穀を当該各号に掲げる条件により売り渡すことができる」と規定する。食糧援助規約（昭和五五年一月二六日条約第三七号、同日発効（外務省告示四一〇号））第一条は、「この規約は、国際社会の共同の努力により、かつ、この規約の定めるところにより、開発途上国に対し人間の消費に適する小麦その他の穀物の形態により毎年一千万トン以上の食糧を援助するという世界食糧会議の目標の実質的な達成を確保することを目的とする。」と定め、対象国を「開発途上国」に限定する。

- (162) 山内「現代国際私法の課題について―地球温暖化による気候変動をいかに受け止めるか―」（法学新報一二二巻一・二号）（廣瀬克巨先生追悼論文集八五五―九一〇頁（後に山内著『国際私法の深化と発展』（信山社、二〇一六年）に転載）。

- (163) すぐに想起されるのが、「汎ヨーロッパ主義」を提唱し、欧州連合構想の先駆けとされたリヒャルト・クーデンホーフ＝カレルギー（Richard Nikolaus Eijiro Coudenhove-Kalergi）（https://de.wikipedia.org/wiki/Richard_Nikolaus_Coudenhove-Kalergi）（二〇一六年四月一七日確認）、https://en.wikipedia.org/wiki/Richard_von_Coudenhove-Kalergi）（二〇一六年四月一七日確認（他参照）、独仏和解、ヨーロッパ和解に立ち会い、欧州連合の父とも評されたロベール・シューマン（Robert Schuman）（https://de.wikipedia.org/wiki/Robert_Schuman）、https://en.wikipedia.org/wiki/Robert_Schuman）（二〇一六年四月一七日確認（他参照）、欧州統合の推進者として知られたジャン・オメル・マリ・ガブリエル・モネ（Jean Omer Marie Gabriel Monnet）（https://de.wikipedia.org/wiki/Jean_Monnet）、https://en.wikipedia.org/wiki/Jean_Monnet）（二〇一六年四月一七日確認（他参照）らの名前である。

- (164) https://en.wikipedia.org/wiki/World_Federalist_Movement（二〇一六年四月一七日確認）（他参照）。

（二〇一六年四月一八日脱稿）

（本学法学部教授）